

令和2年8月21日（金） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	高柳貴美代	委員	小口 俊明
副委員長	稗田美菜子	.....	
委員	藤田 貴裕	議長	石井 伸之
”	藤江 竜三	副議長	望月 健一
”	住友 珠美		

○出席説明員

市長	永見 理夫	政策経営部長	宮崎 宏一
副市長	竹内 光博	行政管理部長	藤崎 秀明

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	波多野敏一

○協議事項

◎議長及び市長挨拶

議題1. 第3回定例会の議事運営について

- (1) 会期、日程（案）等について
  - ① 会期、日程（案）について
  - ② 議事日程（案）について
- (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて
  - ① 議案等について
  - ② 請願・陳情について
  - ③ 追加議案について
  - ④ 各常任委員会への報告事項について
- (3) 議員提出議案の提出期限について

2. 懸案事項について

午前9時58分開議

○【高柳貴美代委員長】 おはようございます。令和2年第3回定例会前の議会運営委員会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

あれほど盛んに聞こえておりました蝉の音も大分収まってきまして、暑い中ではありますが、季節の移ろいを感じております。国立市のスーパークールビズの期間は10月末日までとなっておりますので、従前のお通り、第3回定例会及び決算特別委員会においても同様の扱いとさせていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開きます。



#### ◎議長及び市長挨拶

○【高柳貴美代委員長】 初めに、議長より御挨拶をお願いいたします。

○【石井伸之議長】 皆様、おはようございます。本日は第3回定例会に向けての議会運営委員会にお集まりを頂きまして、誠にありがとうございます。第3回定例会につきましてもやはり新型コロナウイルス感染症対策ということで、座ってということをやっと私、忘れていましたので、座って挨拶をさせていただきます。

議員、また理事者、そして部長、課長の皆様も常任委員会等では座って質疑、答弁をしていただくというような様々な取組に対して、各議員の皆様、御理解を頂いたこと、まずもって感謝を申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策、これを第一に置いた中で、皆様が安心して安全に質疑、答弁ができる環境整備に向けて今後とも努力をまいりますので、この第3回定例会もどうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

続きまして、市長から御挨拶をお願いいたします。

○【永見市長】 おはようございます。本日は、令和2年第3回市議会定例会に向けて議会運営委員会を開催していただき、感謝申し上げます。着座にて失礼いたします。

今回の提出案件でございますが、初めに、市道路線の廃止についてですが、払下げの申請により一般交通の用に供する必要がない市道路線3路線の廃止及び寄附により起点・終点が変わる市道路線1路線の廃止、計4路線を廃止するものでございます。

次に、市道路線の認定についてですが、寄附により起点・終点が変わる市道路線1路線を認定するものでございます。

次に、条例案についてですが、国立市森林環境基金条例案外全部で11件を提出させていただいております。

次に、補正予算案についてですが、令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案、令和2年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案、令和2年度国立市介護保険特別会計補正予算（第1号）案の3件を提出させていただいております。

次に、財産の無償貸付けについてですが、平成24年度に寄贈を受けた土地につきまして、小規模多機能型居宅介護事業者の公募を行い、市内法人を選定しております。この法人に当該土地を無償で貸し付けることについての議案を提出させていただいております。

最後に、追加提出予定案件でございます。人事案件として、国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について並びに健全化判断比率等についての報告、令和元年度の決算認定として、令和元年度国立市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計の歳入歳出決算については、いずれも準備が整い次第、

追加議案として提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元に御配付の協議事項に沿って議事を進行してまいります。



## 議題 1. 第 3 回定例会の議事運営について

### (1) 会期、日程（案）等について

#### ① 会期、日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 議題 1、第 3 回定例会の議事運営について。(1)会期、日程（案）等についての①会期、日程（案）について、事務局より御説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 会期、日程（案）について御説明を申し上げます。

市長提出議案は市道路線の廃止・認定、新規条例の制定、条例の一部改正、補正予算案、財産の無償貸付けで17件でございます。

請願・陳情でございますが、今回、陳情が 3 件提出されております。そのうち郵送分が 1 件でございます。郵送による陳情につきましては、委員会への付託等から除外する陳情の取扱基準及び先例に倣い、その写しを各会派へ御配付を致しているところでございます。第 3 回定例会の会期は、8 月 26 日水曜日から 9 月 25 日金曜日までの 31 日間とする案でございます。

それでは、お手元に御配付いたしました令和 2 年国立市議会第 3 回定例会日程表について御説明を申し上げます。8 月 26 日水曜日が本会議の初日でございます。初日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、議案等上程・委員会付託、採決まででございます。27 日木曜日は休会とし、28 日金曜日、31 日月曜日、9 月 1 日火曜日、2 日水曜日は一般質問でございます。一般質問通告者は 20 名でございましたので、前例に倣い、各日 5 名の割り振りで行う案でございます。3 日木曜日は休会とし、4 日金曜日が総務文教委員会でございます。5 日土曜日及び 6 日日曜日は休会とし、7 日月曜日が建設環境委員会、8 日火曜日が福祉保険委員会でございます。9 日水曜日から 14 日月曜日までは、最終本会議に向けての事務整理等で休会とし、11 日金曜日に最終本会議の議事運営について議会運営委員会を開催し、15 日火曜日を最終本会議とする日程案でございます。

なお、8 月 7 日の会派懇談会の協議を受けまして、議会に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等に備えまして、9 月 25 日金曜日にも本会議を行える日程としているところでございます。会期、日程（案）につきましては、以上のとおりでございます。御協議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



#### ② 議事日程（案）について

○【高柳貴美代委員長】 ②議事日程（案）について、事務局より御説明を願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議事日程（案）について御説明を申し上げます。お手元の議事日程（第 1 号）を御覧願います。議事日程はおおむね前例に倣い、配列をいたしております。初日の

議事日程につきましては、日程第22、陳情第10号までで散会し、8月28日金曜日から日程第23、一般質問に入るといふ案でございます。議事日程（案）につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



## (2) 議案、請願・陳情等の取扱いについて

### ① 議案等について

○【高柳貴美代委員長】 (2)議案、請願・陳情等の取扱いについてに入ります。まず、①議案等について、事務局から説明をお願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 議案等について御説明を申し上げます。

初めに、一括議題とする案件でございます。日程第4、第56号議案市道路線の廃止について及び日程第5、第57号議案市道路線の認定についての2議案、日程第12、第64号議案国立市介護保険条例の一部を改正する条例案から日程第14、第66号議案国立市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案の3議案、並びに日程第15、第67号議案国立市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案及び日程第16、第68号議案国立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案の2議案につきましては、関連する事件であることから、先例に倣い、一括議題となります。

次に、議案の付託先について御説明申し上げます。お手元に御配付してあります付託事件一覧表を御覧願います。第56号議案及び第57号議案は建設環境委員会、第58号議案から第61号議案は総務文教委員会、第62号議案から第66号議案までは福祉保険委員会、第67号議案及び第68号議案は建設環境委員会となります。第69号議案令和2年度国立市一般会計補正予算（第7号）案は各常任委員会、第70号議案令和2年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案及び第71号議案令和2年度国立市介護保険特別会計補正予算（第1号）案は福祉保険委員会となります。最後に、第72号議案財産の無償貸付けについては福祉保険委員会となります。

議案の付託先につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



### ② 請願・陳情について

○【高柳貴美代委員長】 次に、②請願・陳情についてに入ります。その取扱いについて、議会事務局より説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、請願・陳情について御説明を申し上げます。

今回、請願はございません。陳情の付託先について御説明を申し上げます。陳情第9号は福祉保険委員会、陳情第10号は総務文教委員会となります。

請願・陳情の取扱いと付託先につきましては、以上のとおりでございます。よろしく御協議くださいますようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長から説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



### ③ 追加議案について

○【高柳貴美代委員長】 ③追加議案について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 追加議案につきまして御説明をさせていただきます。

市長の御挨拶にもありましたように、国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを、準備が整い次第、追加提出いたしたいとのごとでございました。議長宛てに追加されましたら、人事案件でございますので、先例に倣いまして、最終本会議の議事日程に登載することとなります。

次に、健全化判断比率等について及び令和元年度各会計の決算認定につきましては、最終本会議に上程し、先例に倣い、議長と監査委員を除く全員で構成する決算特別委員会を設置し、議決後に付託し、閉会中の継続審査とする扱いとなります。詳しくは最終本会議前の議会運営委員会で御協議を致したいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

なお、決算特別委員会の資料でございますが、資料要求は7月16日木曜日までに各会派から御提出を頂いております。要求のありました資料につきましては、担当部と調整いたしまして、9月15日火曜日までに議員控室に配付をする予定でございます。決算特別委員会の日程につきましては、9月28日月曜日、29日火曜日、10月1日木曜日、2日金曜日の4日間で行うことを確認しております。

追加議案等の取扱いにつきましては、以上のとおりでよろしいか御協議を頂きたいと存じます。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。



### ④ 各常任委員会への報告事項について

○【高柳貴美代委員長】 ④各常任委員会への報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 お手元に御配付しております報告事項の送付についての写しを御覧願います。報告事項は総務文教委員会の報告が5件、建設環境委員会の報告が1件、福祉保険委員会への報告が3件でございます。

以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

---

◇

### (3) 議員提出議案の提出期限について

○【高柳貴美代委員長】 (3)議員提出議案の提出期限についてに入ります。事務局から説明をお願いいたします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、議員提出議案の提出期限につきまして御説明を申し上げます。

意見書、決議案等の議員提出議案の提出期限につきましては、先例に倣いまして、9月8日火曜日開催の福祉保険委員会の正午まででございます。

なお、先例では、意見書案等につきまして、一般質問初日の正午までに議長及び各会派に配付しなければならないとされてございます。本定例会の日程は、先ほど御確認を頂いたとおりでございますので、意見書案等は8月28日金曜日の正午までに御配付いただきますようお願いいたします。以上でございます。

○【高柳貴美代委員長】 局長より説明がありました。ただいまの説明に対して、質疑、意見等を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、議会事務局長の説明のとおり決定いたします。

第3回定例会の議事運営に関する協議が終わりましたので、市長をはじめ当局におかれましては、ここで御退席いただいても結構でございます。ありがとうございました。

---

◇

## 議題2. 懸案事項について

○【高柳貴美代委員長】 それでは続きまして、議題2、懸案事項についてに入ります。前回は委員会のオンライン開催について、ウェブ会議システム等の技術的な面や予算等の面を含めて実施が可能であることを皆さんと確認いたしました。その後の経過につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

8月13日の会派代表者会議におきまして、各交渉団体から出された御意見とともに議運で確認できたことを御報告させていただきました。会派代表者会議におきましては、報告のとおり、決算特別委員会に向けて、大方の会派の方から賛成を得られました。さらに、全会派の了解を得られるよう正副議長で調整を行うという取りまとめがなされたところでございます。前回、委員会設置条例の改正案をお持ち帰りいただいておりますので、報告いたしました経過も含めまして、本日は各委員の皆様からそれについて御意見等を承ればと存じますが、いかがでしょうか。

それでは、経過について御意見を皆さんに出していただきたいと思います。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 議運の中では技術的には可能ということで一致したと思っておりますし、虹の中でも一致いたしました。その上で、会派代表者会議を経て大方まとまったということです。反対の会派がいることと、特に1人会派の方に対して、正副議長が丁寧に説明をしていただくということと、いろいろありましたけれども、条例改正については、そういった丁寧な協議を経た後、場合によっては最終本会議で条例の改正案を出す、それが会派代表者会議で決まったのかなと思っておりますので、現段階で交渉団体として賛成・反対を述べる段階にはないだろうと、今後の経過を慎重に見守っていきたい、このように考えています。

その上で、私は1点質疑したいんですけど、委員長よろしいですか。

○【高柳貴美代委員長】 はい。

- 【藤田貴裕委員】 事務局から議会運営委員会資料No.6 で出していただいた新旧対照表ですけれども、第14条の2の主語が「委員長は」になっておりまして、第19条のほうは「委員会は」になっています。これは何か意味があっただけでこうなっているのか。その点をちょっと教えていただきたいと思いません。
- 【高柳貴美代委員長】 第14条の2の主語と違うということですね。
- 【藤田貴裕委員】 そうですね。「委員長は」と「委員会は」となっている。
- 【内藤議会事務局長】 委員会のことですので、第14条の2は委員長ということにさせていただいているというところがございます。第19条との差異といいますか、第19条のほうは、もともとがうちの条例が「委員会は」という主語ですので、そのままにしてあるということと、後段を読んでいただきますと、出席説明員を求めるときは議長を経ているということと、委員長ということではなくて委員会として、最終的に対外的には議長しかできませんので、議長を経ているというところから、委員長と委員会というところの差異が出てくるということとでございます。以上でございます。
- 【藤田貴裕委員】 この条例案でいくと、オンライン決算特別委員会などをやる要件というのが入っていませんけれども、要件は第1号、第2号かな。これが一応要件なのかもしれないけれども、誰が判断するというのは、この第14条の2だと委員長ができちゃうような判断なんです。事務局ではオンライン議会をやるという決定というんですかね、それはどこに主体があると考えているのか、ちょっと教えてください。
- 【内藤議会事務局長】 委員会のことですので、こちらの第14条の2にあるように、委員長は、大規模な災害等の発生、実情がある場合において、必要と認めるときにはオンラインを活用した委員会を開催することができるという主語はもちろん委員長の判断といいますか、委員長の決定という形になります。
- 【藤田貴裕委員】 そうすると、委員長お一人の裁量でできちゃうという条例案になっているんですか。
- 【内藤議会事務局長】 第1号で重大な感染症の蔓延等の観点から参集が不可能であるということと、第2号のような求めということで委員会の開催を求める場合というのが当然入ってくると思いません。
- 【藤田貴裕委員】 委員会の開催を求める場合はそうなのでしょう。あくまでこれは条例だからそういうふうなあれになっているんでしょうけれども、本当にオンラインをやるというのは、会派代表者会議とか会派会議を受けてこの条文を使う、そういう認識でいいんですか。
- 【内藤議会事務局長】 今、御説明したとおり、委員長が最終的に判断はさせていただくんですけれども、第2号にあるように求めがない場合には委員長は開催できませんので、委員長の独断専行でオンラインを開催できるというだけのつくりにはなっていないことは御理解いただきたいと思います。
- 【藤田貴裕委員】 分かりました。
- 【高柳貴美代委員長】 今、藤田委員のほうから会派代表者会議や会派会議を行ってからというふうに捉えてよろしいのかと最後おっしゃっていましたが、その点に関しては。
- 【藤田貴裕委員】 今の事務局の答弁で、委員長だけの話で開催できるものではないと、そういう答弁だったので、分かりました。ありがとうございました。
- 【住友珠美委員】 先に質疑させていただきたいんですけども、先日の会派代表者会議においては、第2号の疾病、看護、介護等のやむを得ない事由によりというところが、これを削りながら、決

算特別委員会、もしくは予算特別委員会までの限定とするようなことが話し合いの中にあっただと思うんですけども、それも今回、私たち議運の中で話し合う内容になるのでしょうか。

○【石井伸之議長】 まさに住友委員がおっしゃったように、前回の会派代表者会議では決算特別委員会に準じた形での条例改正が必要ではないかというような御意見を確かに承ったところです。そういったところも含めまして、次回8月27日午後1時30分から、また会派会議懇談会を行う中で、決算特別委員会のオンラインでの実施につきまして、また協議を進める中で、恐らくこの条例改正案につきましても同様に議論が進めば、進展すれば条例改正に向けた協議がなされていくものというふうに考えております。

○【住友珠美委員】 議長、ありがとうございました。ということは、今回ここで内容を煮詰めるということではなく、考えてよろしいということではないですか。

○【高柳貴美代委員長】 本日はあくまでも先日前お持ち帰りしていただいたこちらの対照表についての御意見で結構でございます。その件に関してはいかがでしたか、これをお持ち帰りいただいて。

○【住友珠美委員】 ちょっと内容的に踏み込んでしまうので、私たちは、内容で言いますと、今回、決特・予特に関して期限を設定して行う必要があるのかなということと、第2号の疾病、看護、介護に関しては、これちょっと内容になってしまうので会派会議を経てからのほうがいいかなと思いますが、そういった話し合いだけでしたので、特に後の書いてある内容については大丈夫ですけども、いわゆる第2号に対して登載するかどうか、期限を区切るかどうかの話し合いだけになりました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 今回の中で、もともと総務省の4月30日か何かのものでは、コロナウイルスの感染拡大予防という名目の下で委員会のオンライン化については開催を妨げるものではないというような内容だったと思うんですけど、この条例の一部を改正する条例案だとほかの内容も入っているんです。この立てつけだと、そこに反することはないんですかね。

○【内藤議会事務局長】 総務省の見解からしますと、非常にそこは慎重に考えなければいけないところではあると思いますけれども、あくまで技術的助言というところもありますし、実際としまして、他の地方団体ではこれと同様のものの条例がもう制定されている状況もございますし、国立市議会の議員の皆様のご意向というところは、いわゆる第2号というところをどうお考えになるのかということでの御判断ということで御協議を頂ければよろしいのかなと考えているところでございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。ありがとうございます。

○【藤江竜三委員】 詳細は会派会議で詰めたいというところですが、内容的には決算特別委員会のみでの限定とするのか。また、第14条の2の第2号なんですけれども、このあたりをどのように盛り込むのか、盛り込まないのか、その辺りについて議論を深めていかなければならないだろうという考え方を持っています。

○【小口俊明委員】 まず、前回お示ししていただいたこの条例改正の案ですけども、今回、我々国立市議会が決算特別委員会をリモートでオンラインで行おうとした場合には、条例は必ず改正をしなければいけないという意味からすると、改正案として、この段階で検討していくということは当然必要であるというふうに思っています。そして、その内容ですけども、1つには、期間の限定の話も出ていました。これは限定してもよいと思っています。ただ、全員の同意が得られれば、これを恒久的にする道もあるのかなというふうには思っておりますが、現段階で期間を限定するという点においては、これは了としてまいりたいと思っております。



その上で、その中身ですけれども、大筋この新旧対照表の中身を見ますと、参加の各委員に関する条例、オンラインを可能とする条例、もう1つには説明員がオンラインでリモートで参加することができる条例というつくりになっているというふうに理解をしております。このことと、あと総務省からの通達でしたっけ、見解が示されておりますけれども、このバランスから考えると、両方整ったほうがよいのかなと思っております。

また、さらに話を進めて考えてみると、我々国立市議会にとってみると決算特別委員会は、今、全ての皆さんが共通認識で説明員の密を防止するというのが第一義でありますので、その意味からすると、新旧対照表のうちの説明員のリモートというところは、これは外せないというふうに考えます。できるならば委員の側の条文のところも整えていければなというふうに思っているところであります。その上で、委員の側の条文の決まりの中では第1号、第2号があって、ある交渉団体の御意見の中では、疾病、看護、介護、育児等の部分について検討を要するという趣旨の御意見もありますので、この辺は柔軟に、外していくのであれば外すということも含めて全員で整えて、決算特別委員会における説明員のオンライン対応、リモート参加というものが可能となる方向性を見いだしていければと、このように考えております。

○【高柳貴美代委員長】 ありがとうございます。皆様から各交渉団体の対照表に対する御意見を今頂きました。本日のところは皆様の御意見を承るということで、議長が先ほどおっしゃったとおり、27日の会派会議懇談会において、その後にさらに協議を進めていくということで、また、オンライン委員会を開くには条例改正ということ必ず行わなければならないことなので、丁寧な方法をもちまして、今後もこの協議を続けていくということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように……(「委員長、もう1回質疑していいですか」と呼ぶ者あり)どうぞ。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 第14条の2の第2項なんですけど、前項の場合においてと書いてありますけど、これは第1項を指すんですか、それとも第2号を指すんですか。

○【内藤議会事務局長】 前項ですから第1項全てを指すということです。

○【藤田貴裕委員】 ということは、重大な感染症の蔓延の場合も、オンラインによる出席ですから、自宅からできる、そういう内容でいいですか。

○【内藤議会事務局長】 この条文はそういったことも可能であるということです。すみません、先ほどの御質疑の補足になりますけれども、ここで委員のほうから申請があるというところがありますので、委員長だけの判断ということではなくて、されるほうの方の委員の申請というものが必要という形になるというのが先ほどの御説明というところです。

○【高柳貴美代委員長】 よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

今後の議運に関しても協議を進めていくことで、もう一度確認を取らせていただきます。今後もこの改正案について、議会運営委員会で協議を行っていくということで確認させていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように進めさせていただきたいと思えます。

それでは、以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。



○【高柳貴美代委員長】 これをもって、議会運営委員会を散会と致します。

午前10時35分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和2年8月21日

議 会 運 営 委 員 長

高 柳 貴 美 代